兼業で過労自殺 労災認定

心理的負荷を「合算」判断

測量会社の技術者と大学の研究員を兼業していた愛知県の男性（当時60）が自殺したのは、二つの職場での心理的負荷が重なったためだとして、労災と認定されていたことがわかった。

厚生労働省によると、複数職場の心理的負荷や労働時間を「合算」して審査できるようにした2020年の法改正以降、こうした総合評価で過労自殺と労災認定したのは初めてとみられる。政府が兼業推進にかじを切るなか、労働者が抱えるリスクも浮き彫りになった。

遺族や代理人弁護士によると男性は長年、橋の設計技術者として勤めた後、19年12月から測量大手「パスコ」社員と岐阜大学の研究員を兼業。21年5月に命を絶った。名古屋北労働基準監督署は、男性が同社ではチームで通常担う新規事業を1人で負う立場に置かれ、理解者だった上司が転勤して「孤立感を深めた」と指摘。大学では担当の准教授から、同大もパワハラと認める指導を受けていたと言及した。

▼24面＝国は推進するが

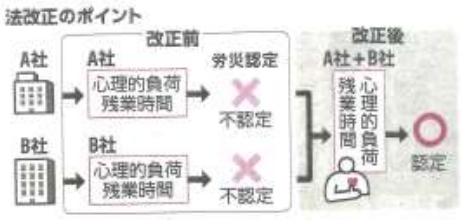

男性が使っていた手帳。大学での仕事について「プロジェクトをどうもり上げるか」などと書かれている

同署はそれぞれの心理的負荷は3段階の「中」で労災とは評価できないが、総合的にみれば「強」だと判断して今年4月、労災と認めた。

政府は17年、技術革新のために兼業を推進すると表明。総務省によると、同年に約245万人だった兼業者は22年に約305万人に増えた。労災認定も実態に合わせるべきだとの声が高まり、20年に労災補償保険法が改正され、複数職場の負荷や労働時間を総合評価できるようになった。

厚労省によると、今年3月までに総合評価による労災認定は17件あり、うち死亡事案4件は脳や心疾患による過労死だった。過労死は長時間労働による認定が多く、数値化が難しい心理的負荷の総合評価で過労自殺とされた例はないという。

同大は取材に「労基署から直接の指導がなく詳細が分からない」、同社は「回答を控える」としている。（山本逸生）

兼業者の負担 見える環境を

水町勇一郎・早稲田大学教授（労働法）の話

法改正で労災認定につながったことは大きな前進だ。ただ兼業する人の健康をどう守るかという課題も突きつけた。会社が兼業を把握していなかったり、割増賃金の支払いを嫌がり、あえて業務委託にする「兼業隠し」をしたりする例も多く、労働者の負担が見えにくくなっている。雇用者は兼業を自己申告させる就業規則を作るなど、労災を防ぐためのインフラも整えなければならない。

兼業 抱えた二重負荷

会社で1人新規事業 大学でパワハラ被害

夢へ両立追った父 娘の自責

二つの職場で働いて精神疾患を発症し、自ら命を絶った愛知県の男性（当時60）が心理的負荷の総合評価で労災認定された。過労自殺としては初の事例とみられる。遺族は法改正で事後の補償に至ったことは評価しつつ懸念も示す。（山本逸生、華野優冬）

▼1面参照

男性が亡くなる前日に長女や妻に送ったメールには「健康でなくて、ごめんなさい」とあった

「父は人生の目標であり、誇りだった」。30代の長女は取材に語った。

男性は建設コンサルタント会社などで35年間、橋の設計や保全に携わった。難関の国家資格「技術士」を含む10以上の資格をもつ、スペシャリストとして知られていた。

長女はその姿に憧れ、同じ建設業界の測量会社に就職した。

男性には、発展途上国に技術を役立てたいという夢があった。

そんな中、アフリカの技術者を育てる国際協力機構の事業に加わる岐阜大が、研究員を募っていると知った。だが、フルタイムだった当時の職場とは両立しない。かといって研究員は年収約200万円の非常勤で生活が難しい。両立できる働き口を探したところ、長女の測量会社が兼業を認めて雇ってくれた。

2019年12月から、月の4分の3は同社で、4分の1は同大で働き始めた。当初はやる気に満ちた様子だったが、次第に元気がなくなり、「ごめんね」と謝ることが増えた。そして21年5月、自ら命を絶った。

もっとできることはなかったか――。長女は自分を責めた。「父に何があったのか知りたい」と職場に調査を求め、メールのやりとりなども調べた。その結果、会社では新規事業を1人で負うなど孤立していたことがわかった。大学では、担当の准教授からメールを返してもらえないなどの扱いを受けていた。同大はその後、パワハラと認めた。

労働基準監督署は今年4月、男性の死は二つの職場の負荷が招いたものだと認めた。長女は「父のせいではなかったと認められたのはうれしい」と語る。だが心は晴れない。労災が起きると通常、雇い主が払う保険料が増えるが、今回のような総合評価による認定については適用されていない。

「どの職場も責任を負わないなら、また同じことが繰り返される」

推進する国 現場の苦悩

生計のため「我慢するしか」

国は副業・兼業を原則禁止としていたモデル就業規則を18年に変え、推進する指針を作成。希望者の増加に伴い今回の法改正に至った。議論に関わった荒木尚志・東大教授は「国が念頭に置いたのは高所得者の副業によるイノベーションの促進だった」と話す。だが実際は、生計維持のために仕事をかけ持つ人が多い。

大阪府交野市の男性(52)もそうだ。同市でごみ収集の会計年度任用職員として働き、週4日はその後に運送会社に行き、午後10時まで倉庫の仕分けにあたる。年収は副業を合わせて400万円ほど。長女の大学の学費の支払いもあり、生活に余裕はない。通算で法定労働時間を超えるが、もらえるはずの割増賃金の支払いもない。「嫌なら辞めろ」と言われれば困る。我慢するしかない」

総務省の22年の調査によると、副業・兼業者のうち本業の所得が299万円以下の人が3分の2を占める。

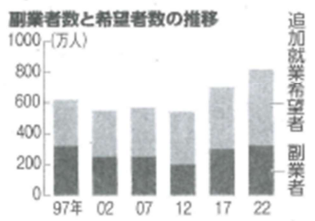

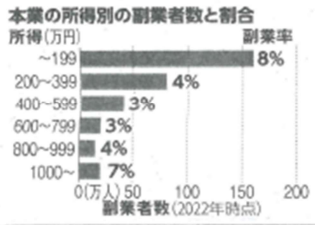

副業状況「申告頼みに限界」

労災を予防するにはどうすればいいのか。

企業の嫌がる割増賃金が結果的に、立場の弱い労働者に副業状況などの自己申告をためらわせているとの指摘がある。厚生労働省は時間外労働が生じても割増賃金を払わずに済む方策を検討している。ただ、労働組合側は「長時間労働を助長しかねない」と懸念する。

男性の遺族の代理人を務める立野嘉英弁護士は「職場に伝えにくければ、労働時間などを証拠とともに記録しておくだけでも労災認定には有効」とした上で、「自己申告頼みには限界がある」と指摘する。「兼業の労働時間はもとより、心理的負荷の把握は難しい。国は推進するなら企業の定期面談を充実させるなど、労災を防ぐための議論も深めてほしい」と訴えた。